

令和7年度千葉県輸出スタートアップ事業者向けサポート事業 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県が委託する「令和7年度千葉県輸出スタートアップ事業者向けサポート事業」の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、委託先候補者決定後、県と委託先候補者による協議の上、県が作成する。

1 事業名

「令和7年度千葉県輸出スタートアップ事業者向けサポート事業」

2 事業の目的

千葉県では、県産農林水産物の輸出を促進するため、「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」を策定し、生産・流通・販売の各段階での支援に取り組んでいる。

一方で、県内生産者・生産者団体等が輸出に取り組むためには、輸出することで経営にどのような影響を与えるのかといった事例の理解、衛生基準や園地登録といった国・地域ごとに異なる輸出特有の基準の確認・対応が必要であり、生産者・生産者団体等が輸出に主体的に取り組む事例は限られている。

そこで、まだ輸出に取り組んでいない、または、取り組み始めたばかりの生産者・生産者団体等を対象として、輸出の基礎知識や優良事例を学べる研修会の開催、海外のバイヤー等との商談機会の提供、輸出手続きのサポートなどの輸出に必要な伴走支援を実施することにより、県産農林水産物・食品の輸出ができる事業者の裾野拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 事業実施方針

（1）対象者

本事業の対象者は、次のとおりとする（以下「輸出スタートアップ事業者」という）。

- ・ 県内の生産者、生産者団体及び県産農林水産物・加工品を取り扱う事業者であること（加工品は、主原料が県産品であること（調味料・添加物等は県産ではなくてもよい））。
- ・ 輸出に関心があるが、まだ取り組んだことがない者、または、過去に輸出に取り組んだことがあるが、単年の輸出金額が1000万円未満の者。

（2）事業要旨

項目	内容
輸出スタートアップ事業者の掘り起し	・ 輸出の基礎情報及び本事業の啓発用チラシを作成し、県内生産者・団体等への周知を図る。 ・ 事業説明会を対面・オンラインのハイブリッド形式で1回開催し、県内生産者・団体等の輸出への関心を高め、本事業への参画を促す。

研修会の開催 ＜フェーズ１＞	・輸出の基礎及び千葉県の輸出ポテンシャル品目に係る県内・県外の輸出実践者などを講師とする研修会を３回以上開催し、輸出スタートアップ事業者の輸出への理解を深める。
伴走支援 ＜フェーズ２＞	・令和６年度の本事業に参画した１２の輸出スタートアップ事業者への追跡調査を実施する。 ・令和６年度の輸出スタートアップ事業者及び今年度の研修会参加者の中から、１５事業者程度を選定し、輸出に必要な伴走コンサルティング支援を４ヶ月以上の期間実施する。

５ 委託業務の内容

（１）輸出スタートアップ事業者の掘り起し

輸出スタートアップ事業者の掘り起しを行うため、啓発用チラシを作成の上、事前説明会を開催すること。なお、広く周知するため、２（１）対象者に適当しない者であっても、輸出に関心がある者であれば②事前説明会に参加することができるものとする。

① 啓発用チラシの作成及び配布

輸出の基礎情報及び本委託業務で実施する事業研修会やその後の伴走支援について、生産者等向けに周知することを想定し、チラシ（Ａ４サイズ両面１～２枚）を②の事前説明会開催までに作成し、県に電子データを提供するとともに、説明会で参加者に配布すること。また、別途周知に効果的な関係機関等に向けて、印刷の上配布すること。

なお、内容は提案によるものとするが、事業内容や輸出のイメージがしやすいよう努め、最終的な内容等については県と協議の上決定する。

② 事前説明会の開催

５（２）輸出スタートアップ研修会の開催前に、本事業の周知や輸出の基礎などについて説明会（対面・オンラインのハイブリッド形式）を１回実施すること。

なお、説明（講習）内容や講師については提案によるものとし、開催時期や開催場所などの具体的な方法等については、県と協議の上決定する。

③ 輸出スタートアップ事業者の募集

②事前説明会及び５（２）輸出スタートアップ研修の参加者募集、とりまとめを行うこと。なお、県でも関係機関等への通知や県ＨＰでの募集案内等を行う。

（２）輸出スタートアップ事業者向け研修会の開催

輸出の基礎的な手続きや流通の仕組み等を想定した研修会を３回以上行うこと。

研修会の参加者数は３０名程度を想定とするが、応募者多数の場合にはこれを超えて、オンラインでの参加も可とする。

① 実施時期

令和７年９～１０月頃

※具体的な実施日時は、県と協議の上決定すること。

② 実施方法

対面・オンラインのハイブリッド形式による実施

※研修の実施場所については、提案によるものとし、県と協議の上決定すること。

③ 研修内容及び講師

研修内容及び講師については、以下の点を考慮した提案とし、県と協議の上決定する。

- ・初めて輸出に取り組もうとする生産者等がいることを前提に基礎的なわかりやすいものとする。
- ・「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」に基づき、輸出ポテンシャル品目のうち、メロン、さつまいも、なしに関する県内・県外の輸出実践者を講師として招へいし、優良事例を紹介すること。
- ・研修会の時間は、2時間程度を想定し、併せて参加者同士の交流促進につながるよう努めること。

参考：「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」における輸出ポテンシャルのある品目

	航空輸送	海上輸送
農産物	いちご、メロン、切花	さつまいも、なし、米、植木、 その他野菜
水産物	キンメダイ、アワビ、 その他鮮魚（冷蔵を想定）	サバ類、カツオ、マグロ、 イワシ類（冷凍を想定）
畜産物	—	鶏卵、（牛肉、豚肉（冷凍を想定））

参考：「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」におけるターゲット国・地域

全般	台湾、マレーシア、タイ、北米
水産物	台湾、マレーシア、タイ、北米、ベトナム、EU、中東
水産物以外	台湾、マレーシア、タイ、北米、香港
※上記以外に、大型量販店との連携を踏まえた特定のターゲット国・地域を定めることも有効	

④ 研修会の運営等

参加者の取りまとめや会場設営、アンケート、記録、その他運営に関する一切の事項を行うこと。

⑤ 研修会のアーカイブ動画の作成

実施した研修会について、ウェブ上で視聴できるようにすること。なお、動画の具体的な掲載場所については提案によるものとし、県と協議の上決定する。

（３）輸出スタートアップ事業者への伴走支援

上記５（２）の研修会の参加者及び令和６年度伴走支援者から、委託先候補者と県の協議により輸出スタートアップ事業者１５者程度を選定し、各参加事業者の必要に応じて、以下②～⑤の伴走支援を行うこと。

なお、伴走支援の内容や方法、体制等については提案によるものとし、県と協議の上決定する。

① 令和６年度の輸出スタートアップ事業者の追跡調査

令和６年度輸出スタートアップ事業実施により伴走支援を行った１２事業者（詳細は県

が提供する) について、商談会後の成約実績や改善活動について聞き取り等を行い、取りまとめを行うこと。なお、取りまとめの期限は令和7年度輸出スタートアップ事業者の選定前までとし、取りまとめ方法等については、県と協議の上決定する。

② コンサルティング支援

輸出スタートアップ事業者からの輸出関係手続（園地登録や輸出証明書の申請手続き等を含む）や取引に関する各種相談等について、個別にコンサルティング支援を行うこと。

③ 商談シート作成指導

海外バイヤー等との商談時に使用する商談資料の作成について、効果的な資料となるよう、輸出スタートアップ事業者に対して指導や助言を行うこと（商談資料の英語への翻訳等も含む）。

④ 海外バイヤー等との商談機会の提供及び支援

輸出スタートアップ事業者に対し、海外バイヤーや国内商社等との商談を行う機会の提供を行うこと。また、商談結果のとりまとめを行うこと。

⑤ 取引から継続的な輸出を行うための伴走支援

商談開始から一連の取引（契約、商品の輸送、代金決済・売上債権の回収等を含む）が完了するまで、輸出スタートアップ事業者に対して伴走型の支援を実施すること。

また、本事業終了後も輸出スタートアップ事業者が輸出を継続的に行うことができるよう、個々の事業者の取組状況に応じ、個別に助言等を行うこと。

（４）独自提案

上記5に加え、これから輸出に取り組もうとする事業者等にとって有用と考えられる効果的な支援策を提案すること。

（５）報告書の作成等

① 県に対し、月1回程度を目安に事業の進捗状況の報告を行うこと。なお、県への報告は対面またはオンラインで行うものとし、報告内容は書面にまとめた上で県へ提出すること。

② 報告内容は委託業務内容の実施報告のほか、以下の内容を含むこととする。

- ア 支援事業者の強みや課題、今後の戦略
- イ 支援事業者の商談回数・結果とその分析
- ウ その他支援を行った内容と効果測定

③ 最終的な報告書は、詳細版と概要版を作成し、必要に応じて県内生産者等に成果の説明を行うこと。

6 最終成果物の提出について

本事業の受託事業者は、最終的な成果物を下記のとおり県へ提出し、検査を受けること。

（１）提出物

- ① 業務完了報告書（様式は県が指定する）

② 報告書（上記４（５）に記載のもの）

（２）提出期限

令和８年３月１９日（木）

（３）提出方法

持参または電子メールによる

（４）提出先

千葉県農林水産部販売輸出戦略課 輸出支援室

７ 事業運営及び管理について

本業務が円滑に実施され、かつ高い効果を獲得することが可能な運営体制を構築するとともに、進行管理を徹底すること。

（１）県との連絡調整

委託業務の実施にあたっては、県担当者との連絡調整や打合せを十分に行うこと。打合せを実施した際は、終了後速やかに記録をとりまとめ、県担当者へ提出すること。

（２）主任者の選任

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

（３）問合せ等への対応

本事業に関わる輸出事業者及びその他事業者等からの問い合わせ等に対応できる体制を整えること。

（４）事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

（５）成果物等の取扱い

本事業の委託経費で制作した成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属する。ただし、事業委託期間中は、事業受託者が適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、別途協議し決定する。

８ 法令遵守及び安全管理について

（１）関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

（２）安全管理体制の整備

本業務の遂行に係る安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、

作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。なお、事業受託者の組織内において同様の内規等がある場合は、それに代えることができる。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

本業務に関わる作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託事業者の責任において措置すること。

9 秘密の保持について

本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

10 その他

(1) 個人情報の取扱・管理について

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記条項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償について

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託が必要な場合は、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得ること。

(4) 著作権等について

受託者の制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。また、受託者の使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(5) 仕様変更について

本業務の実施に当たっては不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打合せを十分に行之、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。繁忙期

(6) 業務内容の変更又は中止に係る委託料の取扱いについて

契約締結後、大規模災害の発生等による影響で業務内容の変更又は中止が生じた場合、委託料の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と事業受託者において協議の上決定する。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。